

「東京都地域特産品認証マーク」新デザイン募集要項

令和6年(2024年)6月24日
東京都産業労働局商工部経営支援課

東京都では、平成10年度から、東京都内産の原材料を使用している加工食品または東京に伝わる伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品（地域特産品）について、都が定める基準に適合するものを「東京都地域特産品認証食品」として認証しており、認証食品には、認証の証しとなるマーク（以下「認証マーク」といいます。）がシールや刷込印刷により表示されています。

今回、「東京都地域特産品認証食品」について、東京都を訪れる国内外の観光客などを含め、幅広く消費者の方々にアピールできる認証マークへのリニューアルに向け、新たなデザインを公募いたします。皆様からの御応募、お待ちしております。

【募集要項・応募用紙ダウンロードサイト】

<https://www.e-mark-iishina.metro.tokyo.lg.jp/koubo/>



1 募集デザイン

東京都地域特産品認証食品に表示する認証マークのデザイン

【東京都地域特産品認証食品とは】

東京都内産の原材料を使用している加工食品または東京に伝わる伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品（地域特産品）のうち、審査により、商品に込めた思いやこだわり、味や品質等について基準に適合するものであると東京都が認証した食品。

【認証マークの用途】

このマークはシールや刷込印刷等により認証食品に表示される他、認証食品の販売イベント用ののぼりやパンフレット等に掲示・配布することもあります。

※応募に当たっては、下記HPにて認証基準等の詳細や認証食品の具体例をご確認ください。

【TOKYOイイシナ（東京都地域特産品認証食品HP）】

<https://www.e-mark-iishina.metro.tokyo.lg.jp/>



2 応募資格・応募点数

- (1) 年齢、デザインの経験、受賞歴の有無等は問いません。
- (2) 募集要項に同意いただける方であれば、個人でも団体でも応募が可能です。
- (3) 応募点数の制限はありません。

3 募集期間

令和6年6月24日（月）から令和6年8月30日（金）17時（必着）まで

4 制作条件

制作条件は次のとおりとします。

- (1) 「東京都認証」及び「CERTIFIED BY TOKYO」を併記し、外国人旅行者にも認証マークの意義がわかるデザインにすること。
- (2) 認証マークは基本サイズ2.3×2.3cm、想定最小使用サイズ1×1cmとなります。
色数、グラデーション等の制限はありませんが、シール化や商品への刷込印刷、販促グッズへの掲示など、用途によって、認証マークをモノクロ化したり拡大縮小して使用することを考慮したデザインとしてください。
- (3) 東京都地域特産品認証食品の特徴や認証マークの用途を踏まえた上で、東京らしさ、良質、プレミアム感が分かりやすく伝わるデザインにすること。
- (4) 描画ソフト（種類は問いません。）による作品または手描きのどちらでも応募可能です。

5 提出内容

(1) 応募用紙

- ・ 指定の応募用紙に必要事項を記入し、作品と併せて送付してください。
- ・ 複数作品を応募する場合、作品1点毎に1枚の応募用紙を提出してください。
- ・ 応募用紙は、「TOKYOイイシナ（東京都地域特産品認証食品HP）」ホームページ（<https://www.e-mark-iishina.metro.tokyo.lg.jp/koubo/>）よりダウンロードできます。

(2) 認証マーク案の提出条件

【電子データ作品】

- ◎ファイル形式：JPEGまたはPDF
- ◎認証マークは基本サイズ2.3×2.3cmで印刷されるよう設定されたデータをご提出ください。
- ◎ファイル名は、応募者氏名のローマ字表記とし、複数の作品を応募する場合

は、末尾に通し番号をつけてください。

(例) 東京太郎氏が2件提出：tokyotaro1.jpg(pdf)、tokyotaro2.jpg(pdf)

【手描き作品】

◎応募作品は応募用紙の「手描作品記載用紙」に作成していただくか、必要事項を記載したA4サイズ用の紙に作成してください。

◎紙で提出される場合は、原画の他に、2.3×2.3cm（認証マークの基本サイズ）大の縮小コピーも送付してください。

◎手描き作品を電子データ化して応募することも可能です。その場合は、上記**【電子データ作品】**の条件を満たしたファイルを、電子メールでご提出ください。

6 応募先

産業労働局商工部経営支援課事業促進担当宛にご提出ください。

なお、いずれの場合も受付通知は行いません。

【電子データ作品（データ化した手描き作品も含む）を応募する場合】

◎応募方法：電子メールで御応募ください。

◎応募先メールアドレス：S0000481@section.metro.tokyo.jp

◎件名を「認証マーク応募」とすること。

◎5MB以上の作品を電子メールで応募したい時は、必ず応募期限の前日（8月29日）までにメールと電話でご連絡ください。大容量ファイル送信用のメールアドレスを別途案内します。

【手描き作品を応募する場合】

◎応募方法：郵送または持参で御応募ください。

◎送付先・持込先（持込の受付時間： 平日9:00～17:00）

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 第一本庁舎20階北側
産業労働局商工部経営支援課事業促進担当 「認証マーク」係 宛

◎作品を折り曲げないように留意し、封筒に「認証マーク応募」と明記する。

7 問合せ先

産業労働局商工部経営支援課事業促進担当にメールか電話でお問い合わせください。

◎メールアドレス：S0000481@section.metro.tokyo.jp

◎電話：03-5320-4778（受付時間： 平日9:00～17:00）

8 審査について

(1) 審査は、「9 審査にあたり考慮する項目」により、東京都地域特産品認証事業に係る基準策定委員会の意見を踏まえて、東京都が採用作品を決定します。

(2) 選考経過については、非公開とします。また、選考経過に関する問い合わせには、一切応じません。

(3) 次に該当するものについては、審査の対象外とします。

- ① 第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれのあるもの。
- ② 既に他の地域で採用されているものまたは採用されたものに類似のもの。
- ③ 政治的・宗教的・商業的メッセージを含むもの。
- ④ 反社会的な要素、誹謗中傷を含むもの。公序良俗その他法令の規定に反するもの。
- ⑤ 採用後であっても、①～④の条件に違反していたことが判明した場合、採用は無効となります。また、デザインが類似と認められた場合も、採用を取り消すことがあります。これらに伴い、発生するトラブル、損害などは、東京都では負いかねますので、御留意ください。

9 審査にあたり考慮する項目

次の4項目について審査します。

(1) 象徴性

東京都地域特産品認証食品の概要や理念を適切に反映したものであること。

(2) 視認性

目で見て瞬時にマークを認識しやすく、認証マークの意味が理解できること。

(3) 独創性

他のロゴデマークデザイン等との識別が容易であり、オリジナリティがあること、洗練された魅力を持っていること。

(4) 展開性

食品パッケージ、PR冊子、のぼり旗、看板、webサイトなど様々な媒体で展開可能で、モノクロ化や拡大・縮小してもデザインイメージの変化が少ないこと。

10 結果発表について

令和7年1月頃に採用者のみに直接通知し、東京都のホームページ等で発表します。

ただし、選考の都合上、発表時期が変更になる場合があります。

なお、不採用者への通知は行いません。

11 賞金等

採用者1名には賞金10万円を授与します。

P5・P6の「12 注意事項」もご一読・ご理解の上、ご応募ください

12 注意事項

応募者は、次の各事項について承諾の上で、作品の応募をお願いいたします。

(1) 応募作品の知的財産権等について

- ① 応募者は、応募作品が採用された場合、当該作品に関する著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）、商標権、意匠権、その他の知的財産権、所有権等一切の権利を東京都に無償で譲渡する。また、当該作品に関する著作者人格権その他一切の人格権を東京都およびその指定する者に対して行使しない。
- ② 画像生成 AI を使用した作品は応募できない。
- ③ 応募者は、第三者の著作権や商標権等の権利を侵害するおそれがないこと、および既に他の地域で採用されたものに類似のものではないことを確約する。それらの違反があった場合には、応募者が自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、必要に応じて、制作過程に関する情報や制作段階におけるスケッチ等の関連資料を確認する場合があります。
- ④ 東京都が公表するまでの間、応募者はデザイン案を製作関係者以外の者に公表しない。
- ⑤ 応募作品は返却しません。
- ⑥ 応募作品に関する知的財産権その他の一切の権利の全部または一部について、応募後に第三者にこれを譲渡し、移転し、もしくは担保に供する等の処分をし、または出願・登録手続等を行っていることが判明したときは、応募を無効とすることがあります。

(2) 採用作品の修正について

採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、補正・修正および文字の付加、あるいは他の書体等との組み合わせなど、認証マークの修正をお願いし、完成版とすることがあります。また、必要によって、編集可能なデータ形式でのファイルの提出をお願いすることがあります。なお、補修等についての同意が得られない場合、決定後であっても、採用決定を無効とします。

(3) 個人情報の取扱いについて

応募者の個人情報の取扱いについては、作品の審査および発表の範囲内においてのみ利用し、本人の同意がある場合を除き、第三者に提供することはありません。
なお、採用者の氏名、住所と「デザインの趣旨」は公表します。

(4) その他留意事項

- ① 応募に要する費用はすべて応募者の負担とします。また、応募者が応募を行ったことにより被った損失・損害については責任を負いません。何らかの障害、事故等でデータファイルが開けない、郵送物が届かない等の問題が発生した場合につ

いても責任を負いません。

- ② 東京都は、応募作品の管理に万全の注意を払いますが、天災その他の不慮の事故等に基づく破損、紛失等について責任を負えない場合がありますので、応募作品に係るデータ等のバックアップは各自で御対応ください。
- ③ 未成年者の方は、応募にあたり、親権者等の法定代理人の同意を得た上で応募してください。採用作品の決定にあたっては、著作権等の権利譲渡や賞金授受等に関して改めて親権者等の法定代理人の同意書が必要になります。
- ④ グループでの応募の場合、応募作品の創作に関わった方全員が、本要項を承諾の上、全員の氏名を添えて応募するものとします。応募時に記載したメンバー以外の方が創作に関わったことや、メンバーの一部が募集要項に承諾していないことが判明したときは、応募を無効とすることがあります。
- ⑤ 本要項の内容（スケジュール、注意事項等）については、東京都の判断により変更または追加することがあります。その場合は、それまでに既に応募した方で、これに同意できない方は、その応募を撤回できますが、応募に要した費用その他損失・損害等の負担には応じません。
- ⑥ 本要項に取り決めのない事項については、東京都の判断により決定します。
- ⑦ 応募の時点で、この募集要項記載内容に同意したものとします。